

# 小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
 税理士・行政書士  
**小川 富也**  
 〒796-0068  
 八幡浜市浜之町180番地  
 TEL 0894-24-3355  
 FAX 0894-24-2882



スケジュール管理など  
 パートが自由に組み立て

飲食店情報サイト運営のG社は、パートに裁量を与え、やる気を引き出している。店舗巡回スタッフの場合、週4回、午後1時〜6時までの勤務で、1日10店ほど巡回し、週1度は必ず担当店を訪問するが、そのスケジュールはスタッフが自由に組み立てるようにした。

例えば雨の日は駅から近い

店舗を集中的に回るなどの融通がきくようにした。出勤や退勤は会社が貸与するGPS（全地球測位システム）機能付きの携帯電話で管理する。担当地域に着いたり、店舗に入る際にボタンを押して知らせる。週に1度のミーティング以外は会社に出る必要はなくなった。

また店舗で聞いた話を短いレポートにまとめて提出。レポートが訪問件数や出勤率とともに評価の対象となり、時給にも反映させるようにした。

**グループ討議を全社員に一般社員にも経営感覚を**

切削工具メーカーのF社

は、グループ討議方式による研修を全社員向けに導入する。昨秋以降、需要が急減。生産拠点では一時帰休を実施しており、一般社員にも対外交渉力や経営感覚を磨く機会と位置付けて研修に力を入れる。

会社側が指定した図書を選び、内容に関する個人の見解を手書きのレポートにして提出。レポートをもとに数人1組のグループで討議し、個人が全体発表する。数人単位でグループ分けして討議するが、技術職、事務職混合のグループにするという。レポートの発表時間は1人3分程度を予定している。

同社は「日常業務と全く違

うことをして新たな発想力を育てたい。新時代の経営を担う人材に柔軟な感性を持ってもらう意味もある」と期待している。

## 家庭の事情で退職後、10年間復職可能に

工作機械のM社は主に女性を対象として家庭の事情で退職した後でも10年間復職できる制度を設定した。育児や夫の転勤などを理由に仕事を辞めた社員に職場復帰の機会を与える。長期的視点で業務ノウハウや技術力を社内に蓄積する狙い。

離職から10年以内に復職を希望すれば、原則社員として復帰させる。勤続年数は問わない。仕事に復帰するときには元の職場に戻る保障はないが、なるべく本人の希望を尊重。離職者を復帰させる制度などで従業員に安心感を与え、組織力を高める考えだ。

## 法人税



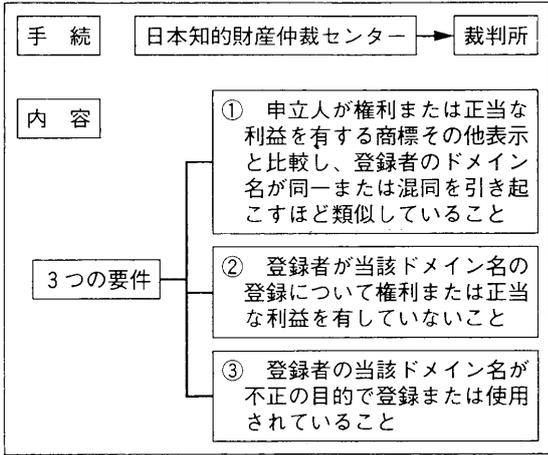
企業の税務上の利益にかかる国税のこと。商品の販売などで得られる収入から人件費などを損金として差し引いて課税所得を確定。それに30%の税率をかけて税額を算出する。これに地方税などを加えた法人税の実効税率は約40%と主要国の中で最も高い水準。

2003年度以降は企業業績の回復を反映して法人税収は増加傾向にあり、06、07年度は15兆円近い水準に達していた。しかし、08年度後半からは米国金融危機を発端とした世界的な景気後退で輸出企業を中心に業績が悪化し、法人税収の急減につながった。



# 自社の商号・商標と同じ 名前のドメイン名が存在 ——ドメイン名の紛争処理

当社の商号は株式会社〇×△□です。「〇×△□」をクレジットカードのサービスマークとする登録商標を有しています。先般、インターネット上でカードを広告・宣伝するために〇×△□.co.jpのドメイン名を登録しようとした。しかし、「アダルト〇×△□」というウェブページを開設するA社のドメイン名が存在することを理由に登録ができませんでした。A社は他のクレジットカード会社の提携カードを「アダルト〇×△□カード」と名付けています。当社はどのように対処すればよいのでしょうか。今回はこのケースをもとにドメイン名の紛争処理について考えてみます。



ドメイン名とはwww.の後に続くウェブページのアドレスであり、何らかの名前をローマ字で表記することが多いです。日本ではドメイン名の登録は、従来社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)が行っていました。2002年から「JPDドメイン登録管理業務移管契約」により、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が行うようになりました。

ドメイン名の登録は原則的に商標

などの事前審査をせず先着順で行われますから、他社の商標が先に登録されていることもあるわけです。ドメイン名も世界に一つしかないという点で、国、分野などが違えば同じ名称があり得る商標と異なりま

## ■JPNICのドメイン名の紛争処理方針

これは「JPDドメイン名紛争処理方針」「JPDドメイン名紛争処理のための手続規則」に従い、不正の目的によるドメイン名の登録(例えばドメイン名を先取りして、商標権を持つ人に対して高額で転売しようとする行為など)を権利者の申立に基づいて速やかに取消または移転しようとするものです。

具体的な紛争処理の手続は、JPNICが認定した紛争処理機関(日本知的財産仲裁センター)が策定した処理方針に基づき行います。その手続の特徴としては、裁判よりも迅速で低費用、提出書類に基づき手続が行われる、裁定結果に不服の場合には裁判所へ提訴できる—などとされています。

## ■紛争処理の判定基準

① 申立人が権利または正当な利益を有する商標その他の表示と比較し、登録者のドメイン名が同一または混同を引起こすほど類似していること。

② 登録者が当該ドメイン名の登録について権利または正当な利益を有していないこと。

③ 登録者の当該ドメイン名が不正の目的で登録または使用されていること。

## ■調停の申立

まずJPNICの紛争処理機関に調停を申し立てた〇×△□というドメイン名について、仲裁の申立をしましょう。それでも不服な結果でしたら、さらに裁判所に提訴できます。

判断の予想としては、〇×△□という商号の登録時期と相手会社の「アダルト〇×△□」というウェブページ開設時期の先後や双方が現実についてからその名称を使用したか、相手のウェブページ利用の実態としての利用頻度などの事実が勘案され、上記の①②③の要件に該当するかが検討され決められます。



# 高齢者の定年と雇用 定年退職者の再雇用が増加 人件費軽減のメリットも

日本のビジネスマンはこれまで60歳で定年退職し、残りの人生を年金で生活するのが一般的といわれていました。しかし、近年は経験豊富で元気な高齢者を活用する企業も増えてきました。また少子高齢化に伴う年金財政の悪化を受け、政府は65歳まで働ける環境の整備を企業に義務づけています。そこで今回は高齢者の定年と雇用について考えてみます。

定年退職制度は雇用期間に定めのない正社員が一定の年齢に達すると自動的に労働契約を終えるというものです。社員が自ら退職を申し出る

のが「自己都合退職」であれば、定年退職は「会社都合退職」と表現できるといえます。また、定年退職とは別に、役職定

<b>▽定年退職制度</b>
○雇用期間に定めのない正社員が一定の年齢に達すると雇用契約を終える制度 ○社員が自ら退職を申し出る「自己都合退職」に対し、「会社都合退職」と言える。
<b>▽役職定年制度</b>
○課長や部長などの管理職を対象に55歳前後で役職を解く制度 ○それまで管理職だった社員を若手を育てる職務に就かせる ○組織の若返りを進め、賃金コストの上昇を抑制する目的
<b>▽改正高年齢者雇用安定法</b>
○2006年に施行 ○定年年齢の65歳への引き上げ、継続雇用制度の導入、定年退職の廃止のいずれかの選択を企業に義務づけ

年制度を導入している企業もあります。部長や課長といった管理職を対象に55歳前後で役職を解き、定年退職の日を迎えるまで後進を育てる職務などに就かせるという内容です。組織の若返りや賃金コストの抑制が主な目的といえます。

## ■高年齢者雇用安定法

現在、多くの企業では定

年退職年齢は60歳となっています。今後は年金支給開始年齢の上昇により、段階的に65歳に引き上げられていく見込みです。政府はその布石として1994年に「高年齢者雇用安定法」を制定し、定年年齢を60歳以上にするのを企業に義務づけるとともに、定年後の継続雇用の機会確保（努力義務）も求めてきました。

2006年4月に施行された「改正高年齢者雇用安定法」は65歳までの安定した雇用機会を提供すること企業に義務づけました。企業は厚生年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられる13年4月までに段階的な対応が求められます。

その手段として①定年年齢の65歳への引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年退職制度の廃止のいずれかを選択しなければなりません。

## ■契約社員や嘱託が一般

定年廃止や定年年齢の引き上げに踏み切った企業はごくわずかで、大半の企業は継続雇用制度の導入を選んでいきます。

継続雇用制度には複数のパターンがありますが、定年退職した人を再雇用するのが主流です。雇用形態は

契約社員や嘱託社員となるのが一般的で、1年ごとに65歳になるまで契約を結び直す場合が多いようです。正社員のように週5日フルに働くのではなく、出勤日を週3日などに限定する人もいます。

企業にとっては正社員のまま65歳まで雇用し続けるよりも、人件費の負担を軽くできる利点があります。働く人からみると、給与水準は下がって身分も不安定になりますが、60歳以上の働く人は原則として公的給付を受けられますし、自分の都合にあった働き方ができます。

少子高齢化がそれほど進んでいなかった1980年代までは、定年年齢が50歳代の企業が珍しくありませんでした。終身雇用制のもとで一つの企業に長く勤めていけば、定年後は年金だけで悠々自適に暮らすこともできました。

しかし、団塊世代が60歳代となり、年金をはじめとする社会保障制度の維持が難しくなっています。高齢者にできるだけ長く働いてもらう必要性が高まっています。将来は65歳定年どころか、70歳が定年との見方もあります。



# 災害を受けたときの 納税の猶予

最近、ゲリラ豪雨とよばれる記録的な大雨による災害のニュースが多くなります。特に、大気が不安定になり空模様は急激に変化したときは、水辺の近くからはすぐに避難するように心がけましょう。

ところで、納税の方が災害により被害を受けた場合、一定の国税について納税の猶予を受けることができます。この納税猶予制度を受けられる方は、災害により全財産のおおむね20%以上の損失を受けた方です。また、納税の猶予を受けられる国税は次のようなもので、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものです。

① 災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税または法人税や、災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税または贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

② 災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの

③ 災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以後に到来するものうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

④ 予定納税に係る所得税ならびに中間申告に係る法人税および消費税  
納税の猶予期間は、損失の程度により納期限から1年以内の期間となります。

なお、この納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2ヵ月以内に所轄税務署長に「納税の猶予申請書」および「被災明細書」を提出する必要があります。

実際に災害に遭われたときには、すぐに税金の事まで気が回らないと思われませんが、該当しそうな場合は税務署等に詳細を確認しましょう。

## 9月の税務と労務

### — 税 務 —

- ★ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…9月10日
- ★ 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…9月30日
- ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…9月30日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…9月30日
- ★ 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
申告期限…9月30日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…9月30日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…9月30日

### — 労 務 —

- ★ 労働災害保険事業開始届  
提出期限…9月10日
- ★ 健保・厚保の保険料の納付  
納期限…9月30日

セブン—イレブン・ジャパンによる値引き販売制限はさまざま。まずは経済学の問題。売れ残った商品を売りさばくには価格を買い手が現れるところまで引き下げる。これは市場経済の原則である。ところが経営学では積極的な販促活動でブランドイメージを維持し、価格の引き下げを極力避けようと考える。▼法律面の問題もある。フランチャイズチェーン契約を結んだセブンイレブン本部と加盟

## コンビニの値引き販売

店とのトラブルが今回の問題を生んだのだから民法で紛争処理すべきとの意見もある。また同社は独占禁止法にある優越的地位の乱用で排除命令を受けたが、欧米では優越的地位の乱用という考え方は希薄だ。独禁法の国際的な整合性が求められる。▼売れ残ってしまった商品の扱いでは「もったいない」という感情も加わり、環境問題にもつながる。コンビニの値引き制限が投げかけた問題は奥深いといえる。